

【大会校企画シンポジウム】

## SDGs における人権問題への対応の検証と社会福祉学の挑戦

### 難民問題・ヒューマントラフィッキングへの挑戦の視点から

東洋大学 南野 奈津子

キーワード：社会的排除、社会統合、ホスト社会の意識形成

はじめに

本報告では、我が国における難民問題、そしてヒューマントラフィッキング問題に対する国内外の状況を整理したうえで、社会福祉学に求められる役割について提言する。諸外国では、難民・難民申請者の受け入れと彼らの社会統合、そしてヒューマントラフィッキングは、ソーシャルワークの重要課題として取り組まれてきた。その背景には難民の急増が社会に与えたインパクトの大きさと共に、国が難民問題、そして移住者との共生社会構築を重要な政策課題に位置付けてきたこと、そしてソーシャルワーカーが幅広い人権問題に積極的に関与し、研究が蓄積されてきた流れがある。

日本では、難民問題やヒューマントラフィッキングについての施策構築、世論における問題意識は希薄であり、社会福祉学でも必ずしも優先順位の高い課題として扱われてこなかった。難民やヒューマントラフィッキングの被害者は、マクロ、メゾ、ミクロレベルで不可視化されがちであり、人権侵害を許容させるような構造だけではなく、それらへの認識や取り組みの不足が彼らをより周縁化させる。そうした人々に対する社会福祉学の役割を再確認することが喫緊の課題である。

#### 1. 難民問題、外国人の包摂と社会福祉学

日本では、1970年代より難民受け入れの歴史がある。しかし、インドシナ難民、そして近年の難民や難民申請者に関する諸研究は、彼らが厳しい貧困や社会的孤立の状態におかれていることを指摘している。そして2022年のウクライナの避難民の受け入れは、それまでの難民受け入れとの不貫性や社会統合施策の不足をあぶりだすことにもつながった。この状況は、社会福祉学領域において過去の難民受け入れにおける支援実践の成果や課題が十分に検証されてこなかったこと、そして知見が政策提言に至るだけの質・量の厚みをもつに至っていないことをも意味している。

国際ソーシャルワーカー連盟は、1998年総会で「難民支援におけるソーシャルワーカーは、強制退去につながった状況、文化的要因、ホスト社会での外国人排斥の影響、そして難民のための政策と多面的な社会サービスプログラムを策定する際の倫理原則と知識を持つべきである」との声明を示した。シリア難民が急増した2016年には、SDGsに基づき、持続的な社会開発を可能にする社会正義の確立が必要であり、難民・庇護希望者の尊厳の擁護に努め、意思決定への参加、包括的な政治的提言戦略を確立、孤立した難民を支援す

るソーシャルワークモデルの開発がソーシャルワーカーの責務であるとしている。ウクライナ侵攻の際には、ソーシャルワーカーの世界的連帯を表明し、これに応じる形で各国の団体が難民問題に対し専門的支援を提供しており、論文も発表されている。しかし、日本がこうした動きを十分に追隨しているとは言い難い。

難民もその一部とする、外国人の包摂政策をとらない政府の姿勢、法制度を基盤とした支援制度が構築されないことでNPO・NGOによる実践に依存してきたこと、そして外国人が直面している社会的脆弱性に対して社会福祉学で十分に扱ってこなかったことは、結果的に外国人の包摂を困難にしていることにもつながっていると考える。

## 2. 不可視化されてきた日本のヒューマントラフィッキング

2021年7月、アメリカの国務省人身取引監視対策部は、「2021年度版人身取引報告書」で、日本政府による人身取引（ヒューマントラフィッキング）に対する取組みや、被害者の保護体制が不十分だと指摘した。「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫や詐欺、権力の濫用、あるいはせい弱な立場につけ込み、他の者を支配下におくような形で人を獲得、輸送し、引渡すことを指す。政府統計によれば、令和4年の人身取引被害者数は46人である。だが、人身取引の定義に照らせば、例えば技能実習制度において、超過手当のない長時間の時間外労働や、安全管理体制が整備されていない状態で危険な作業に従事させる、劣悪な住居環境におく、などは人身取引被害者の状況であるともいえよう。ただ、2020年には5000人以上の技能実習生が失踪した実情にあっても、難民問題と同様、社会福祉学がヒューマントラフィッキングの問題を十分に扱ってきた歴史はなく、日本社会に実在する福祉課題としての認識は薄い。

諸外国では「現代奴隷法」が次々に成立している（イギリス「2015年現代奴隷法、オーストラリア「2018年現代奴隷法（連邦）」、カナダ「2023年サプライチェーンにおける強制労働・児童労働の防止等に関する法律」等）。これらは、奴隷を「奴隷・隷属的、あるいは強制労働や人身取引、性的搾取等」として、事業主に対し、途上国を含む製造過程での搾取に対する報告を義務付けている。人身取引は、多様な場で、多様な形をとりながら出現する。日本でも、そうした問題を社会福祉学が対応すべきものとしてとらえ、積極的に関与していく必要がある。

## まとめ

難民問題、ヒューマントラフィッキング問題に共通するのは、不可視化されてきた人々と社会福祉学の関与の乏しさである。さらには、被害者が子どもや女性、外国人に偏る状況もある。SDGsの理念とソーシャルワークのグローバル定義に照らしても、知見の蓄積を通じた社会福祉学の教育・実践・政策構築への貢献が望まれる。

\*文献等は紙幅上割愛した。当日の報告レジメにて記載予定である。